

2009年6月30日
富士生命保険株式会社

「無解約返戻金型収入保障保険」等の保険料改定について

富士生命保険株式会社（代表取締役社長：三木 栄一）は、2009年7月2日（木）に「無解約返戻金型収入保障保険」等（以下【該当商品】参照）の保険料改定を行うとともに、設計機能を拡充し、発売いたします。

【該当商品】

無解約返戻金型収入保障保険（無配当）

無解約返戻金型優良体収入保障保険（無配当）

※上記2商品を「収入保障保険」と呼称します。

保険料払込免除特約付 無解約返戻金型収入保障保険（無配当）

保険料払込免除特約付 無解約返戻金型優良体収入保障保険（無配当）

※上記2商品を「レスキューパック収入保障保険」と呼称します。

当社は、2008年1月に収入保障保険を発売し、お客様ニーズを捉えた保険料払込免除特約（レスキューパック）の開発や、契約年齢範囲の拡大を行うなど、お客様の声を商品開発に反映させてきました。引き続き、お客様サービスの更なる向上を図ってまいります。

収入保障保険の保険料改定、設計機能拡充の概要は、次のとおりです。

1. 保険料改定の概要

- ・ 高額割引制度を見直すことで、従来の当社商品と比べ、特に20歳代～30歳代の若年層において保険料の低廉化を実現しました。
- ・ その中でも、お客様の健康状態が非喫煙者優良体に該当する場合、更にリーズナブルな保険料を提供しています。

2. 設計機能拡充の概要

- ・ 保険期間や保険料払込期間の契約範囲を、従来の60歳から50歳まで引き下げ、1歳刻みで設計できるようにしました。（支払保証プラン：全期払の場合）
- ・ また、保険料払込期間が保険期間より短くした設計においても、ある一定の条件のもと、1歳刻みで設計できるようにしました。（支払保証プラン：短期払の場合）
- ・ これらの設計機能の拡充により、お客様一人ひとりのライフプランに合わせた設計や、配偶者の公的年金受取開始時期に合わせた設計など、柔軟な対応が可能となりました。

なお、商品の詳細につきましては、別紙をご覧ください。

本リリースに関するお問い合わせ


商品企画部
企画部

齋藤・井上
宮後・三好

Tel 03-3552-6351
Tel 06-6261-1169

Fax 03-3552-6414
Fax 06-6261-0113

*このニュースリリースは金融記者クラブ、関西金融記者倶楽部に配布しております。

 **富士生命保険株式会社**

1. 収入保障保険の特長

(1) 必要な保障額を割安な保険料でシンプルにご準備いただけます。

- ・ 万一の時に、公的遺族保障にプラスし、月々の収入として「必要な保障額」を「必要な期間」で準備することができます。
- ・ 保険料払込期間中の解約返戻金を無くしたことで、その分保険料が割安になっています。
- ・ 健康状態に応じて、優良体・非喫煙者優良体の保険料率区分を設け、更に割安な保険料をご用意しています。
- ・ 高額割引制度を見直し、一定の保障額・一定の保険期間以上となるお客様に対し、保険料の割引を行います。
- ・ これにより、従来の当社商品と比べ、特に20歳代～30歳代の若年層において保険料の低廉化を実現しました。

(2) 家族構成やライフプランに合わせて、保険料払込期間、保険期間、年金支払期間を別々に設定できます。

- ・ お客様の家族構成に合わせて、保険期間や保険料払込期間を、50歳から80歳まで1歳刻みで設計できるようにしました。(支払保証プラン:全期払の場合 ※契約条件によっては取扱えない場合もあります。)
- ・ 配偶者の公的年金受取開始時期に合わせて保険期間を設定し、保険料払込期間はご主人様が収入を見込める年齢まで設定するなど、お客様のライフプランに応じて、設計できるようにしました。(※契約条件によっては取扱えない場合もあります。)

(3) 万一のことがあった時の状況に応じて、収入保障年金のお受け取り方法を選べます。

- ・ 万一の時に支払われる遺族年金や高度障害年金の収入保障年金を、その時の家族の状況(配偶者や子どもの年齢、公的遺族保障の金額等)に応じ、次の受取方法から選択できます。
 - ① 毎月受取 : 収入保障年金を毎月受け取り。
 - ② 一時受取 : 収入保障年金の年金現価を一時金で受け取り。
 - ③ 一部すえ置 : 収入保障年金を月額5万円以上受け取りながら、減額した年金現価をすえ置く。すえ置いた年金現価は、一括もしくは分割して受け取り。
 - ④ 全部すえ置 : 収入保障年金の年金現価を全部すえ置く。すえ置いた年金現価は、一括もしくは分割して受け取り。
- ・ 公的遺族保障が多い時期は収入保障年金を一部すえ置き、公的遺族保障が少なくなった時に、すえ置いた年金現価を分割で受け取れるので、公的遺族保障と連携した生活設計が実現できます。

2. レスキューパック収入保障保険の特長

レスキューパック収入保障保険には、収入保障保険に以下（１）（２）を付帯しています。

（１） 保険料払込免除特約について

保険料払込期間中に、三大疾病、所定の身体障害状態、所定の要介護状態になられた時に、以後の保険料の払込を免除する特約で、保障はそのまま継続されます。

① 3大疾病

- (ア) がん（上皮内がん、悪性黒色腫以外の皮膚がん、責任開始期から90日以内の乳がんは除く。）
- (イ) 急性心筋梗塞（狭心症を除く。）
- (ウ) 脳卒中

② 所定の身体障害状態

責任開始期以後の傷害または疾病を原因として以下の状態に該当した場合

- (ア) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (イ) 1上肢または1下肢の用を全く永久に失ったもの
- (ウ) 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、かつ酸素療法を受けたもの
- (エ) 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの
- (オ) 心臓に人工弁を置換したもの
- (カ) 肝臓の機能に著しい障害を永久に残したもの、または肝移植を受けたもの
- (キ) 腎臓の機能を全く永久に失い、かつ人工透析または腎移植を受けたもの
- (ク) ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したもの
- (ケ) 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの

③ 所定の要介護状態

責任開始期以後の傷害または疾病を原因としてつぎのいずれかに該当し、その状態が180日以上継続したとき

- (ア) 常時寝たきり状態で、以下のa.に該当し、かつ、以下のb.～e.のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
 - a. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
 - b. 衣服の着脱が自分ではできない。
 - c. 食物の摂取が自分ではできない。
 - d. 入浴が自分ではできない。
 - e. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。
- (イ) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

（２） 富士生命健康サービス

これらのサービスは、業務委託先であるティーパック株式会社が提供します。

① 健康医療相談サービスのご提供

年中無休・24時間・フリーダイヤルで、健康や医療についてのご相談におこたえします。

- (ア) 医師・保健師・看護師等による健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスケアの相談
- (イ) 夜間・休日の医療機関案内
- (ウ) 医療機関・介護などシルバー情報の提供
- (エ) 医薬品に関する情報の提供

② 医師の手配・紹介サービスのご提供

治療方法、病院、名医のご紹介等のご相談におこたえするフリーダイヤルです。

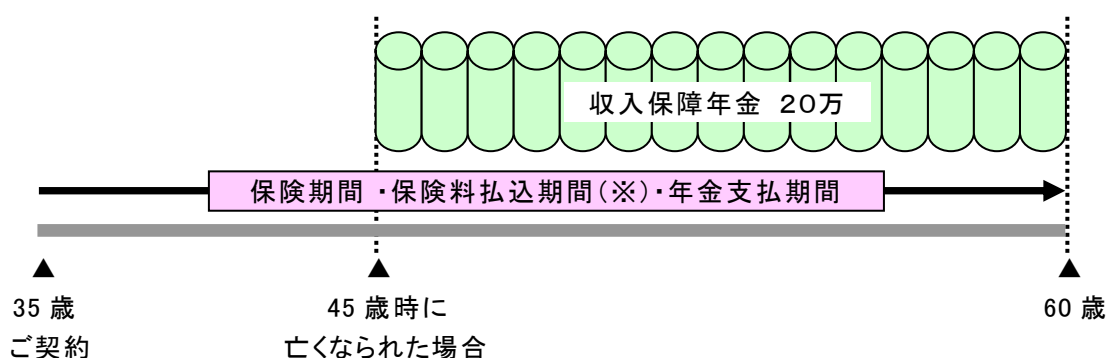
- (ア) メディカルコンサルテーション（医療相談）の予約代行
- (イ) セカンドオピニオンの提供
- (ウ) 優秀専門医の紹介

3. 保険料例

【ご契約例 35歳男性のケース】

- ・ 保険期間 : 60歳
- ・ 保険料払込期間 : 60歳
- ・ 年金支払期間 : 60歳 (最低支払保証期間 10年)
- ・ 年金月額 : 20万円
- ・ 保険料払込免除特約 : 付加
- ・ 保険料 : 口座振替月払

非喫煙者優良体	6,580円
優良体	8,120円
標準体	9,500円



(※) 年金のお支払事由が生じた後は、以後の保険料払込は不要です。
 保険料払込免除事由に該当した場合、以後の保険料払込は不要です。

【保険料例】

- ・ 保険期間 : 60歳
- ・ 保険料払込期間 : 60歳
- ・ 年金支払期間 : 60歳 (最低支払保証期間 10年)
- ・ 年金月額 : 20万円
- ・ 保険料払込免除特約 : 付加
- ・ 保険料払込方法 : 口座振替月払

保険料率区分	契約年齢	男性			女性		
		改定前	改定後	対比	改定前	改定後	対比
非喫煙者 優良体	25歳	6,660円	5,820円	▲ 840円	5,320円	4,480円	▲ 840円
	30歳	6,600円	6,060円	▲ 540円	5,480円	4,940円	▲ 540円
	35歳	6,900円	6,580円	▲ 320円	5,680円	5,360円	▲ 320円
	40歳	7,400円	7,340円	▲ 60円	5,880円	5,820円	▲ 60円
優良体	25歳	7,660円	7,060円	▲ 600円	5,620円	5,020円	▲ 600円
	30歳	7,860円	7,480円	▲ 380円	5,860円	5,480円	▲ 380円
	35歳	8,360円	8,120円	▲ 240円	6,080円	5,840円	▲ 240円
	40歳	9,080円	9,020円	▲ 60円	6,240円	6,180円	▲ 60円
標準体	25歳	8,620円	8,080円	▲ 540円	5,860円	5,320円	▲ 540円
	30歳	9,020円	8,680円	▲ 340円	6,180円	5,840円	▲ 340円
	35歳	9,720円	9,500円	▲ 220円	6,460円	6,240円	▲ 220円
	40歳	10,660円	10,600円	▲ 60円	6,760円	6,700円	▲ 60円

以上